

改正暴力団対策法の概要

平成24年10月30日施行（一部平成25年1月30日施行）

1 市民生活に対する危害の防止

対立抗争に伴う市民に対する危害の防止（第15条の3）

九州で発生している道仁会と九州誠道会の対立抗争事件は、市民生活への大きな脅威となっており、一般市民が巻き添えとなった事案も発生。

改正点 特定抗争指定暴力団と警戒区域を指定

（指定要件）

危険な抗争行為の発生 同様の行為のおそれ

（警戒区域内での規制＝直罰）

事務所の新設、住宅付近のうろつき等対立抗争を誘発する行為を禁止
既存事務所への立入りを禁止

不当要求に伴う市民に対する危害の防止（第30条の9）

近年、みかじめ料要求を断つ事業者に対して、暴力団がけん銃の発砲、手榴弾の投てき、放火といった危険な危害行為を行う事案が相次いで発生。

改正点 特定危険指定暴力団と警戒区域を指定

（指定要件）

不当要求に応じない者に対する危険な暴力行為 同様の行為のおそれ

（警戒区域内での規制）

警戒区域内における全ての不当要求を直罰化
不当要求目的で行われる面会要求等に中止命令 事務所の使用制限命令

不当な取引要求の規制範囲の拡大等（第9条）

金融業界、証券業界、建設業界、不動産業界等において暴力団排除が進展する中、取引を拒絶した事業者等に対して、さらに威力を示して不当に取引を要求する実態。

改正点

規制の対象となる取引の種類を追加

預貯金取引 金融商品取引 不動産取引 建設工事 施設利用

事業者の責務として、その事業活動を通じて暴力団員に不当な利益を得させないよう努めなければならない旨を明記

用心棒行為等の禁止（第30条の6）

暴力団員が特定の活動の過程で傷害、恐喝等の違反行為を多数行っている実態。

改正点

縄張内の営業者のために行う暴力団員の次の行為を禁止

用心棒行為 訪問による押売り 面会による債権取立て

営業者が暴力団員にこれらの行為を要求すること等を禁止

周辺者による不当要求の規制強化（第12条の3、第12条の5）

暴力団が、暴力団排除活動の進展に対抗するため、資金獲得活動を更に巧妙化・不透明化させ、周辺者などを利用して資金獲得を図っている実態。

改正点

暴力団員が周辺者による不当要求を助けることを禁止

暴力団の威力を示すことを常習とする元暴力団員、暴力団員への利益供与者等による不当要求を禁止

2 適格団体による民事請求（暴力団事務所使用の差止め）

暴力団事務所の付近住民が、事務所の使用差止め訴訟を提起しているが、中には、住民が暴力団から妨害や報復を受ける事例が存在し、このような妨害や報復をおそれて、訴訟に至らないケースが存在。

改正点

国家公安委員会の認定を受けた適格団体（都道府県暴力団追放運動推進センター）が、暴力団事務所の付近住民から委託を受けて、原告として自ら差止め請求訴訟を行う。（第32条の4）

3 罰則の引上げ、その他の規制の強化等

罰則の引上げ（第46条）

近年、暴力団関係犯罪が厳罰化される傾向にあり、国民の間で暴力団を社会経済活動から排除しようとする社会的な気運が一層高まっている。

改正点 暴力団対策法違反に対する最高刑を大幅に引き上げ

1年以下の懲役 3年以下の懲役 100万円以下の罰金 500万円以下の罰金

行政対象暴力の規制範囲の拡大等（第32条）

暴力団が、公共工事のほか、警備や清掃といった様々な業務の委託等について、行政に対する不当要求を行っている実態。

改正点

規制の対象を公共事務・事業の入札・契約に拡大

行政側の責務として、入札に指定暴力団員等を参加させないようにするための措置を講ずるなど暴力団排除活動に努めなければならない旨を明記

追加された禁止行為

暴力団対策法の改正により第9条で禁止されている暴力的要求行為が「21の禁止行為」に6行為が追加され「27の禁止行為」となりました。新たに追加された禁止行為は次のとおりです。

不当に預金・貯金の受入れを要求する行為

銀行等に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、預金・貯金の受入れを要求する行為



宅建業者に対し、不当に宅地等の売買・交換等を要求する行為

宅建業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、宅地等の売買・交換をすること、又は売買・交換・貸借の代理・媒介を要求する行為



宅建業者以外の者に対し、宅地等の売買・交換等を要求する行為

宅建業者以外の者に対して、宅地等の売買・交換をすること、又は人に対して宅地等の貸借をすることをみだりに要求する行為



建設業者に対して、不当に建設工事を行うことを要求する行為

建設業者に対し、その者が拒絶しているにもかかわらず、建設工事を行うことを要求する行為



不当に集会施設等を利用させることを要求する行為

暴力団の示威行事の用に供されるおそれ大きい集会施設等の管理者に対して、その者が拒絶しているにもかかわらず、その施設を利用させることを要求する行為



人に対し、公共事務事業の入札に参加しないこと等を要求する行為

人に対して、国・地方公共団体等が行う売買、貸借、請負等の契約の入札に参加しないこと又は一定の価格その他の条件で入札の申し込みをすることをみだりに要求する行為

